

-4°C 水道凍結に注意！

気温が氷点下4度になると、水道管の凍結が心配されます。凍結は水道管破裂の原因にもなりますので、凍結防止ヒーターを設置するなど、保温対策を忘れずに行ってください。なお、詳しい凍結防止対策は、町ホームページをご覧いただくか、上下水道事業所または南三陸町ウォーターサービスまで問い合わせください。

水道管が凍結したら

メーターや蛇口を温めてください。凍った箇所にタオルなどをあて、少しづつ「ぬるま湯」をかけてください。熱湯を急にかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。



水道管が破裂したら

水抜き栓で水を止め、町指定の給水装置工事事業者に連絡してください。給水装置（宅内の水道管）の工事は、個人が無断で行うことはできませんので、必ず指定の事業者に依頼されますようお願いします。なお、修繕費用は個人の負担となりますので、破裂などしないよう、十分な凍結防止対策をお願いします。

水道に関する相談・問い合わせは

上下水道事業所 ☎46-5600 南三陸町ウォーターサービス ☎0120-037-132

被災者生活再建支援金 申請期間が延長されました

宮城県から、被災者生活再建支援金の基礎支援金の申請期間を1年間延長して取り扱う決定が通知されましたのでお知らせいたします。

町では、4月18日から各避難所または役場仮設庁舎で申請受付を開始し、基礎支援金については、すでに9割以上の方が申請済みとなっています。まだ申請されていない方は、申請期間内に申請されますようお知らせします。

支援金の申込期限

基礎支援金 平成25年4月10日（1年間延長）

加算支援金 平成26年4月10日（期間延長検討中）

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

固定資産評価審査委員会の異動

11月18日に開催された固定資産評価審査委員会において、委員の互選により、委員長に千葉力さん（○歌桜）、委員長職務代理者に西條勲さん（○町）が選任されました。

※固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために組織された執行機関で、3人の委員で構成されています。

問い合わせ 総務課財政係 ☎46-1370

平成23年度 看護・介護学生等修学資金

町では、看護師等の資格を取得するため、学校または養成所で修学する方に対し、修学資金の貸し付けを行います。

◇対象者 次の資格を養成する学校または養成所に現在修学している方で、将来、町内において保健・医療・福祉の仕事に従事することを希望する方

- ・看護士、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士

◇貸付金額 月額7万5千円以内

◇貸付条件

- ・貸付利息 無利子
- ・貸付期間 平成24年1月から5年以内（修学期間に内）
- ・償還期間 貸付終了の翌年4月から10年以内

◇申込方法 申請書に必要書類を添付し、保健福祉課まで提出してください。なお、申請書は、保健福祉課及び歌津総合支所町民福祉課に備え付けてあります。

※選考委員会で貸付が決定された方のみ貸付となりますのでご了承ください。

◇申込期間 1月16日（月）から1月30日（月）まで

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

**所得者の方は
給与所得者・年金
所得者の方は
農漁業等の事業を
営んでいる方は**

申告の前に準備するもの

- ・生命保険料控除証明書
- ・源泉徴収票
- ・平成23年分給与所得の源泉徴収票
- ・平成23年分公的年金等の源泉徴収票
- ・平成23年中の医療費領収書
- ・船員保険任意保険料領収書
- ・国民年金保険料支払証明書
- ・健康保険組合保険料領収書
- ・長期損害保険料を含む）

所得税と住民税の申告受付が、2月から始まります。申告時期になつて慌てないよう、早めに必要な書類を準備しておきましょう。

申告の準備はお早めに

震災で被災された方には

震災により家屋や家財などに被害を受けた方は、損失額を計算し雑損控除として所得から差し引くことができます。また、個人事業者の償却資産なども損失の対象となります。必要な手続きなどの詳細は、来月号の広報紙でお知らせします。

問い合わせ

46-1372 町民税課課税係

給与支払報告書は、市区町村長あてに提出し、源泉徴収票は、従業員等へ渡してください。

従業員、アルバイト、青色申告の事業専従者などに対し給与等を支払っている方は、給与等を受け取った方が平成24年1月1日現在に居住している市区町村長あてに、給与支払報告書を提出しなくてはなりません。提出期限は、1月31日（火）となっております。月31日（火）となっていますので、忘れないでください。

給与支払報告書の提出をお忘れなく

事業主の皆さんへ

被災市街地復興推進地域内における建築制限

平成23年11月11日から平成25年3月10日まで、志津川地区の市街地が被災市街地復興推進地域に指定され、地域内の建築が制限されています。

この制度は、良好な市街地形成を図るために実施する土地区画整理事業等の手法が決まるまでの間、地域内の建築行為等を制限することを目的としています。また、南三陸町では「住まいは高台に」を基本に震災復興計画を策定しています。

地域内における建築行為等は、今後行われる土地区画整理事業等の支障にならない場合は許可となりますですが、土地区画整理事業等を実施する際に、許可された建築物を除却しなければならない場合があります。

地域内で建築行為等をお考えの方は、復興事業推進課または建設課まで問い合わせください。

許可基準

◇土地の形質変更

・都市計画に適合する土地の形質変更で、土地区画整備事業等の実施を困難にしないこと

◇建築物の新築、改築または増築

・自己の居住用に供する住宅または自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く）の建築で、次に掲げる要件に該当するもの

①階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと

②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

③容易に移転し、または除却することができます

④敷地の面積が300平方メートル未満であること

※このほか、復興に係る事業の支障とならないと宮城県知事が判断する建築行為など

問い合わせ 復興事業推進課 ☎46-1379

建設課 ☎46-1377